

会員の方限定 令和5年分の消費税の確定申告について

①、②に該当する方は令和6年4月1日(月)までに令和5年分の消費税の申告が必要です。(原則として令和6年3月18日(月)以降のご指導となります)

①令和3年の課税売上高が1,000万円を超えた方

②①以外で令和5年中にインボイス発行事業者に登録した方

※前年、前々年分の決算書、申告書の控を必ずお持ち下さい。

※区分して集計して頂かないと消費税の計算が出来ません、区分して集計出来ない方はあらためておこし頂きますので、ご了承下さい。

※集計の仕方がわからない方は決算申告指導会までに申告会におこし下さい。

①令和3年の課税売上高が1,000万円を超えた方

◎一般課税を選択されている方

令和5年1月～令和5年12月の売上や経費の各科目を標準税率10%分と軽減税率8%分に区分して集計して下さい。

更に令和5年10月からは経費の各項目はインボイスの保存の有るものと無いものに区分して集計して下さい。但し、1回の取引金額が1万円未満のものはインボイスの保存のあるものとして集計して下さい。

※令和3年の課税売上が1億円を超える方や令和4年1月～6月の課税売上が5千万円を超える方は取扱いが異なりますのでお電話でお問い合わせ下さい。

◎簡易課税を選択されている方

令和5年1月～令和5年12月の売上を事業区分ごとに標準税率10%分と軽減税率8%分に区分して集計して下さい。

②①以外で令和5年中にインボイス発行事業者に登録した方

◎一般課税を選択されている方

インボイス発行事業者に登録した日から令和5年12月の売上や経費の各科目を標準税率10%分と軽減税率8%分に区分し、更に経費の各項目はインボイスの保存の有るものと無いものに区分して集計して下さい。但し、1回の取引金額が1万円未満のものはインボイスの保存のあるものとして集計して下さい。

※令和4年1月～6月の課税売上が5千万円を超える方は取扱いが異なりますのでお電話でお問い合わせ下さい。

◎簡易課税を選択されている方

インボイス発行事業者に登録した日から令和5年12月の売上を事業区分ごとに標準税率10%分と軽減税率8%分に区分して集計して下さい。

◎いわゆる2割特例を選択される方

インボイス発行事業者に登録した日から令和5年12月の売上を標準税率10%分と軽減税率8%分に区分して集計して下さい。